

建築物への木材利用の促進と普及

森林環境譲与税を活用して

- 市内に木造住宅を新築する建て主に対し、家屋の木造部分の55%以上に矢板市産材を活用した場合、補助金を交付して、住宅の木質化及び木材普及を促進しています。

事業内容

新築住宅への木材利用の促進

- ・「矢板市新築住宅木材需要拡大事業補助金交付要綱」を設置し、矢板市産材の需要拡大を図り、新築しようとする方へ補助金を交付
- ・矢板市産材の定義は、市内の森林から伐採された木材、または市内の製材工場で加工された材木
- ・「とちぎの家づくり支援事業」との併用可能
- ・1軒あたり20万円(定額)

森林環境譲与税は

建て主への補助金に充てています。

矢板市から補助金が出ます!!

令和5年4月1日
受付開始

矢板市新築住宅木材需要拡大事業補助金

矢板市産の木材を使用し家を建築する建築主の方に、
市が補助します。

- 1. 補助金の対象**
矢板市内において、補助要件を満たす木造住宅を建築
- 2. 補助金交付の申請者**
要件を満たす建築主
- 3. 補助金額**
1戸当たり、20万円
- 4. 補助要件**
 - 市内に住所を有する、又は建築後市内に住所を有することになる者が新しく家を建てるものであること
 - 延床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物で、共同住宅を除き、建築主等が居住する住宅であること
 - 新築住宅の延床面積が75㎡以上(車庫部分を除く。)であること
 - 新築住宅の使用木材材積のうち、55%以上が矢板市産材(※)であること
 - 世帯員の中に市税等の滞納者がいないこと※矢板市産材(市内製材業者等)により、矢板市内で産出された木材であることが証明されたもの。
- 5. その他**
その他、申請方法など、矢板市ホームページもしくは農林課へお問合せください。
※原木県の実施する「とちぎ材の家づくり支援事業」と併用が出来ます。

矢板市本町5番4号
矢板市農林課 林政担当
TEL 0287-43-6210
E: nourino@city.yaita.fuchigi.jp